

生徒心得その具体的事項

※令和6年度から新制服が導入されるため、今後一部変更となります。

I 服 装

服装は本校指定のものとし、着崩さないこと。

ア 制服は黒サージとする。(5月1日～10月31日の期間は夏用ズボン・スカート可)

イ 校章は必ずつける。

ウ スカートは膝がかくれていること。

エ Yシャツ、ブラウス、ポロシャツは、本校指定の校章入りの白とする。(ポロシャツは、5月1日～10月31日までの略装期間のみ可)

オ ソックスは、黒・濃紺・白のいずれかで、ワンポイントのみ可とする。ただし、ルーズソックスは禁止。(学校行事又は学校で特に指定した日のソックスは、黒または濃紺とし、くるぶしソックスは不可とする。ストッキングはうすだいい色とする)

カ 靴は、運動靴または革靴とする。サンダルの使用は禁止とする。(ただし、異装届提出の場合は一定期間認める)また、ブーツは原則禁止とする。(ただし、荒天時(降雪や路面凍結等)の場合は許可する)

キ カバンは、リュック及びそれに準ずるものとする。

ク 防寒着(原則、着用は11月～3月とする)

(ア) セーター

Vネックまたは、クルーネックとし、色は黒・紺・グレーとする。制服の中に着用し、制服の袖・裾から出ないように着用する。

(イ) カーディガン

色は黒・紺・グレーとする。制服の中に着用し、制服の袖・裾から出ないように着用する。

(ウ) タイツ

レギンスタイプのものは除く。色は黒とする。この期間のストッキングは黒も可。

(エ) コート

上着の上に着用できるものとする。パーカー・革ジャンやGジャン等のジャンパー類、目立つ絵柄、文字等を用いたものは不可とする。なお、部活動単位で活用しているウォーマーは可とする。

ケ その他

(ア) ピアス、イヤリング、指輪、腕輪、マニキュア、化粧、ネックレス等は禁止とする。

(イ) 髪留類(リボン、ヘアゴム等)の色は、黒・紺・茶で無地とする。

(ウ) ベルトの色は黒・焦げ茶とし、大きな留め金や極端な細さ(太さ)、装飾性の高いものは不可とする。

(エ) アンダーシャツは、白のみ(ワンポイント可)で襟のないものに限る(体育着可)。

II 頭 髪

ア ヘアワックスやムース等の整髪料、パーマ、カールや内巻き等の加工は禁止。

イ 頭髪の部分的な刈り上げやソフトモヒカン等は禁止。また、髪の毛を染めたり脱色したりした場合は、直ちに改善する。

ウ 高校生らしい清潔感ある長さを心がけ、前髪は目にかからないこと。

エ 眉毛・まつげの加工は禁止とする。

III 遅刻・欠席・早退

a 遅刻・欠席・早退は病気等やむを得ないとき以外は絶対にしないこと。

b HRに遅刻しないように早めに家を出ること。

HR開始時刻 8時40分

c やむを得ず遅刻・欠席をする場合は、家庭から学校へできるだけ早く電話をすること。

d 遅刻して登校した者は、職員室で生活指導連絡票に記入後、学年主任(不在時は生徒指導主事または教頭)の指導を受けてから教室にはいること。

e 早退する場合はかならず担任(不在の場合は学年主任)に許可を得ること。

IV 交 通 安 全

A 二輪車(バイク)利用基準および運転免許取得について

1 二輪車(バイク)利用基準

(1) 二輪車(バイク)を利用できる者は、以下のとおりとする。

① 公共交通機関のない、山間地からの遠距離通学のため、登下校に著しく支障をきたす者。

(登下校に必要なときとし、利用区間は、自宅から公共交通機関の最寄り駅またはバス停までを原則とする。)

- ② その他、特別な事情のある場合は別途協議する。
- (2) 利用許可を受ける手続きは、以下のとおりとする。
 - ① 許可を受ける場合は「二輪車運転許可願」を校長に提出する。
 - ② 校長は、許可を認定した者に対し「二輪車運転許可証」を交付する。
 - ③ 「二輪車運転許可証」は、常に携帯し、利用車両にはステッカーを貼付する。
- (3) 運転にあたっての遵守事項は、以下のとおりとする。
 - ① 原則として、学校管理下(登下校・部活動等)外の利用は禁止する。
 - ② 交通法規を遵守し、事故防止に万全を期する。
 - ③ 利用は、原動機付自転車(排気量50cc以下)とする。
 - ④ 車両の貸借はしない。
 - ⑤ 自賠責保険および任意保険に必ず加入する。
 - ⑥ 交通事故や交通違反があった場合は、必ず学校に報告する。(その場合、特別指導を行うこともある。)
- (4) 次の場合、二輪車利用許可を取り消すものとする。
 - ① 目的以外に使用した場合。
 - ② 交通違反・事故を起こした場合。
 - ③ 車両を貸借した場合。
 - ④ 許可の認定条件に該当しない事情が生じた場合。
- (5) 問題行動が発生した場合、特別指導期間中は利用を認めない。

2 二輪車(バイク)運転免許取得について

- (1) 在学中に二輪車(バイク)運転免許取得を希望する者は、生徒・保護者および学校と相談し、二輪車運転免許取得説明を受け、遵守事項の厳守など十分確約した上で、「二輪車運転免許受験届」を提出する。
運転免許試験に合格し、二輪車(バイク)運転免許を取得したものは、「二輪車運転免許取得届」を提出する。
- (2) 二輪車(バイク)運転免許取得にあたっては、卒業後が望ましい。また、欠席が多い、もしくは学業成績に不振科目がある者は、学業を優先する。

B 四輪自動車運転免許取得および利用基準について

1 免許取得について

- (1) 四輪自動車運転免許取得のための自動車教習所への入所については、生徒・保護者からの希望により学校と相談し、自動車教習所入所説明を受け、遵守事項の厳守など十分確約した上で、「自動車教習所入所届」を提出する。ただし、進路が内定した後は、生徒・保護者からの希望により自動車教習所入所説明を受け、遵守事項の厳守など十分確約した上で、「自動車教習所入所届」を提出する。
 - ① 自動車教習所入所は、進路内定後が望ましい。
 - ② 欠席が多い、もしくは学業成績に不振科目がある者は学業を優先する。
- (2) 運転免許試験の受験については、卒業後が望ましい。ただし、生徒・保護者からの希望により、在学中に受験する者は、学校と相談し、遵守事項の厳守など再度確約した上で、「四輪自動車運転免許受験届」を提出する。
 - ① 運転免許試験にあたり、学校を欠席・遅刻・早退したり授業を欠課したりしてはならない。長期休業中もしくは、家庭学習中に受験するよう各自、教習の時間を調整する。
 - ② 運転免許試験に合格し、四輪自動車運転免許を取得したものは、「四輪自動車運転免許取得届」を提出する。

2 自動車教習所入所について

- (1) 入所手続きについて
 - ① 入所希望者は、「自動車教習所入所届」を提出する。
 - ② 入所希望者は、「自動車教習所入所届出証」を受け取った後、教習所へ入所する。
- (2) 教習について
 - ① 教習中は「自動車教習所入所届出証」を常に携帯する。

- ② 教習（修了検定・卒業検定を含む）のために学校を欠席・遅刻・早退したり授業を欠課したりしてはならない。
- ③ 定期試験期間においては、試験1週間前から試験終了後まで教習は認めない。
- ④ 卒業検定合格時には、学校に報告する。
- ⑤ 教習中は、制服を着用し、本校生徒としての心得を遵守し、節度ある行動を心がける。
- ⑥ 問題行動が発生した場合、特別指導期間中は教習を認めない。

3 四輪自動車利用基準について

- (1) 運転にあたっての遵守事項は、以下のとおりとする。
 - ① 学校管理下（登下校・部活動等）における利用は禁止する。
 - ② 運転時は、必ず保護者が同乗するものとする。
 - ③ 自賠償保険および任意保険に必ず加入する。
 - ④ その他、特別な事情がある場合は別途協議する。
 - ⑤ 交通事故や交通違反があった場合は、必ず学校に報告する。（その場合、特別指導を行うこともある。）

※ 在学中上記に違反した者は、特別指導を行う。

C 自転車に乗る場合の注意

- a 信号を必ず守る。
- b 二人乗り運転はしない。
- c 2列以上の走行はしない。
- d 夜間は必ずライトをつける。
- e 雨天の時は傘を使用しない。雨ガッパなどを着用すること。
- f 携帯電話の使用禁止、並びに携帯音楽プレーヤーも使用禁止とする。
- g 保険に加入する。
- h 積極的にヘルメットを着用する。

V アルバイトについて

- a アルバイトを行う場合は、保護者とよく相談の上、担任・係に申し出ること。
- b 保護者・生徒宛（別紙）の「アルバイトについて」及び「アルバイトに関する法令等による約束ごと」を熟読し、事故等の起こらぬように十分注意すること。
- c 「アルバイト届」を必ず学校に提出すること。また、学校より発行された「受理証」を常に携帯すること。
- d アルバイト終了後、「アルバイト報告書」を提出すること。
- e 定期試験中及び試験前1週間は、アルバイトを禁止し、学習に専念すること。

VI 携帯電話について

携帯電話等の学校への持ち込みは、事前に「許可願」を提出し、下記の許可条件を守ること。また、不良サイトへのアクセス並びに掲示板への誹謗・中傷、個人が特定できる書き込みは絶対にしない。

<許可条件>

- a 校内へ持ち込む携帯電話は、許可されたものに限る。
 - b 始業から終業までは、電源を切り、バッグ等に保管し、持ち歩かないこと。
 - c 校舎内での使用は、始業前及び終業後であっても、緊急の場合を除き禁止する。
 - d 校内でのバッテリー充電は、禁止する。
 - e 登下校中は、交通規則に従い公衆マナーを守ること。
 - f 他人の携帯電話は使用しないこと。
 - g 電話番号に変更があった場合は、速やかに届け出ること。
- ※ 上記許可条件に違反した場合は、指導対象となる。（なお、使用していた場合だけでなく、ストラップ等がポケットなどから確認された場合も指導の対象とする。）

VII その他の非行防止について

- a 外出の際は外出先を明らかにする。また、夜間9時以降の外出はさけ、みだりに外泊はしない。
- b 飲酒・喫煙はしない。
- c シンナー・薬物等を乱用してはならない。
- d 万引等他人のものを盗ることは許されない。
- e 他校生、社会人との交遊については、本校生徒の本分を守り、悪い誘惑にかからないように注意する。
- f 見知らぬ人の車にみだりに乗り込むことのないように注意する。
- g 身分証明書及び生徒手帳はかならず携帯する。